

諸手続きについて

◆連絡方法について◆

学生のみなさんに対する種々の連絡・伝達事項は、基本的に KULASISによる掲示で行います。この掲示により、修学、課外教育、福利厚生等、学生生活に関する重要なことを連絡・伝達しますので、最低1日に1回は必ず掲示を確認するようにしてください。確認しなかった場合には、不利益等を受けることがありますので、各自充分注意してください。

また、KULASISにより授業や試験に関する情報等のお知らせや、学生の呼び出し連絡等も行っています。電話による問い合わせには、緊急の場合を除き原則として応じませんので、直接教務掛窓口にて尋ねてください。

窓口取扱時間：(月)～(金) 9:00～17:00
ただし、授業休止期間は、9:00～12:00 13:00～17:00

◆学生証について◆

学生証は、本学の学生であることを証明するもので、常に携帯してください。なお、薬学部建物内では、防犯のため、学生証を提示できるようにしてください。試験時や、諸証明書等の交付時には学生証で身分等を確認します。他人に貸与または譲渡してはいけません。

この学生証は附属図書館(中央図書館等)や学術情報メディアセンターの利用証も兼ね、各施設への入退館認証や証明書自動発行機にも利用できます。薬学部で実施される授業の出席登録にも利用します。さらに、4回生で分野に配属されると薬学部建物や薬学図書室への時間外入館が可能になりますが、その時の許可証としても利用します。

学生割引証や通学証明書によって乗車券・通学定期乗車券を購入、使用するときも、交通機関関係員の要求があれば提示してください。

① 紛失・盗難・破損等の場合

紛失・盗難・破損等の場合は、教務掛へ再交付申請をしてください。なお、紛失・盗難の場合は、警察の届出受理番号が必要となります。第三者による悪用を防止するためにも、直ちに警察へ届け出て、届出受理番号を確認しておいてください。また、紛失・盗難・破損時等の再交付は有料となりますので、予め京大生協で「学生証再発行クーポン券」を購入のうえ、学生証再交付願に貼付し、教務掛に提出してください。

② 磁気ストライプの磁気異常時

学務部学務課で再書き込みを行います。(無料) ただし、磁気ストライプが破損している場合は有料での再交付となります。

③ 初期不良時等

ICチップの初期不良並びに正常な利用における不具合発生時は、交付日から起算して2か月以内に申し出た場合に限り、無償で再交付します。

④ 有効期限を過ぎて在籍するとき

教務掛にて所定の手続きを取ってください。詳細については掲示等によりお知らせします。

⑤ 英文学生証が必要なとき

英文学生証は、学生の海外渡航に伴い、渡航先国において本学の学生であることを証明するため、希望する学部学生及び大学院学生を対象に発行します。希望者は、申し込みの際に、貼付する写真(無帽正面上半身、無背景、縦3cm×横2.4cm、3ヵ月以内に撮影したもの、裏面に氏名を記入。)を持参の上、教務掛へ願い出てください。

◆学割証・各種証明書の交付について◆

主な証明書類は、学内に設置された自動発行機により交付しています。証明書発行サービスからお申し込みください。学内の証明書自動発行機(無料)のほか、コンビニエンスストア発行やPDF発行(有料・24時間対応)が可能です。詳しくは、京都大学のHPを確認してください。

① 学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)の使用

学割証は、学生の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としているため、原則として次の目的を持って旅行をする必要がある場合の使用に限られています。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 正課の教育活動
- (3) 正課外の教育活動
- (4) 就職または進学のための受験等
- (5) 見学または行事への参加
- (6) 傷病の治療
- (7) 保護者の旅行への随行

発行方法 学割証は証明書自動発行機により交付しています。(発行日から3ヶ月間有効)

年間割当枚数 年間割当枚数は1人15枚までとなっています。各自計画を立てて使用し、やむを得ず割当枚数を超える必要が生じた場合は教務掛に申し出てください。

② 通学証明書について

証明書自動発行機により交付しています。通学証明書には現住所・通学キャンパス等が証明されています。現住所を変更する場合はKULASISから申請してください。申請後は、教務担当での承認を必要とします。変更内容は、承認の翌日(土・日・祝日除く)に証明書自動発行機へ反映されます。通学キャンパスに変更や間違いがあった場合には、速やかに教務掛へ申し出てください。なお、申し出のあった変更は翌稼働日以降に反映されます。

不正購入の禁止について 区間を偽って購入したり、通学以外の目的(サークル活動・アルバイト通勤など)で購入することは不正購入となります。不正購入はいかなる場合であっても許されません。本学学生の通学定期乗車券の販売が制限される場合がありますので、絶対に不正購入はしないでください。

実習用定期乗車券の購入について 実習・研究等で、宇治または桂キャンパス、実習薬局への通学定期券を必要とする場合は、窓口まで申し出てください。鉄道会社等交通機関への申請手続きが必要なため、発行までに約2週間程度かかります。

③ 証明書自動発行機により交付できる証明書の種類(*の証明書は英文での発行も可)

| | |
|----------------------------------|--|
| 学部学生 | 在学証明書*、学割証、卒業(見込)証明書*、健康診断証明書、学業成績証明書*、学業成績及び卒業(見込)証明書 |
| 修士課程学 博士(後期)課程学生 一貫制博士課程学生 | 在学証明書*、学割証、修了(見込)証明書*、健康診断証明書、学業成績証明書*、学業成績及び修了(見込)証明書 |
| 研究生 特別研究学生 | 在籍証明書*、健康診断証明書 |
| 科目等履修生 特別聴講学生 | 在籍証明書*、学業成績証明書、健康診断証明書 |

1. 卒業見込、修了見込証明書については、最終学年時で一定の条件を満たした場合に可能です。
2. 在学中の学生は、過去本学に在籍のあった学部等の証明書の発行も可能です。(他学部等の場合は、発行可能な証明書が異なる場合があります。)
3. 薬学部設置の発行機稼働時間: 平日(月～金)8:30～18:00
4. 自動発行機は保守等により停止する場合がありますので掲示等に注意してください。
5. 成績証明書などで厳封が必要な場合や、自動発行された証明書に不備や疑問点等がある場合には、教務掛に申し出てください。

◆ 修学上の願出・届出等について ◆

① 休学する場合

疾病その他の事由により3ヶ月以上休学する場合、既に休学している場合で休学期間を延長する場合は、「休学(延長)願」の提出が必要です。休学を開始しようとする日の2週間前までに教務掛まで提出してください。(様式は教務掛にあります。)また、「休学(延長)願」には指導教員(グループ担任)の承認印が必要です。「休学願」の提出が遅延すると希望する日から休学ができず、授業料納付が必要になる等で不利益が生じることがありますので注意してください。

なお、疾病による休学の場合には医師による「診断書」の提出が必要です。

② 復学する場合

休学期間の途中で復学しようとする場合には「復学届」の提出が必要です。復学しようとする日の2週間前までに教務掛まで提出してください。(様式は教務掛にあります。)また、疾病の治癒につき復学しようとする場合は、「京都大学復学診断書」を添えて願い出る必要があります。

③ 退学する場合

退学する日の2週間前までに「退学願」を教務掛まで提出してください。(様式は教務掛にあります。)また、「退学願」には指導教員(グループ担任)の承認印が必要です。「退学願」の提出が遅延すると希望する日から退学ができず、授業料納付が必要になる等で不利益が生じることがありますので注意してください。

④ 海外渡航する場合

勉学・旅行その他の事由により海外に行く場合は、渡航の3週間前までに KULASIS の部局ホーム「海外渡航情報登録」に入力してください。外国人留学生が帰省等で一時帰国する場合も提出してください。また、留学、学会発表、語学留学、研修等のため海外渡航する場合、原則として「学研災付帯海外旅行保険」(付帯海学)へ加入してください。

なお、観光・帰省以外の海外渡航については、学生の危機管理のため、「アイラック危機管理システム」に渡航者登録を行います。

薬学部・薬学研究科ホームページ > 利用施設・申請 > 各種申請 > 学研災付帯海外留学保険について

<https://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/facility-use/application/travel-insurance/>

⑤ 改姓(名)した場合

改姓(名)をした場合は、住民票記載事項証明書を添えて「改姓・改名届」を教務掛まで提出してください。(様式は教務掛にあります。)また、改姓をしたがそのまま旧姓を使用したい場合はその旨教務掛に申し出てください。なお、改姓(名)をした場合は学生証を無料で再発行できます。希望される場合は教務掛へ申し出てください。

⑥ 住所変更をした場合

本人及び保護者等の住所に変更がある場合は、速やかに KULASIS「登録情報」の「連絡先・授業料関係書類送付先の登録/変更」より申請してください。

⑦ 学内団体を結成する場合/学内団体を更新する場合

本学学内団体規程に基づきます。更新は、毎年5月中旬までに届け出が必要です。詳細は教務掛まで問い合わせてください。

◆ 経済生活について ◆

学業成績が優秀で、経済的に困窮している学生には、独立行政法人日本学生支援機構奨学金、地方公共団体及び民間育英事業の各種奨学金、授業料納付免除(授業料徴収猶予・分納を含む)等の制度が設けられています。詳細については、KULASIS によりお知らせします。

◆健康管理について◆

1) 定期健康診断

学生の健康管理のため、4月に健康診断が実施されます。日時等については、掲示等によりお知らせしますので、注意事項を守って必ず受検してください。受検しないと本学学生健康診断規程に定められているように、当該年度に行われる試験を受けることができないばかりでなく、奨学金受給用健康診断書（証明書）の発行など、様々な事柄に支障を来すことになります。

2) 特別健康診断

理科系学生に対する特別健康診断として、毎年秋頃に「大学院学生の化学薬品取扱者に対する健康診断」が実施されます。詳細については、掲示等により通知します。

◆学生が加入しなければならない保険について◆

京都大学では、日本人学生については「学生教育研究災害傷害保険(学研災)及び「学研災付帯賠償責任保険(付帯賠償)」への加入を、外国人留学生については「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」及び生協の「学生賠償責任保険」への加入が原則として必要です。

学研災は学生の教育・研究活動中、課外活動中、通学中の事故により被った傷害に適用される傷害保険制度です。実験・実習、フィールドワーク等の科目の履修にあたってはこれらの加入が必要であり、特に薬局実務実習(薬学科)の実施にあたっては、受入先がこれらの保険の加入を求めていますので、必ず加入してください。詳細については、学務部厚生課厚生掛に問い合わせてください。

◆遺失物・拾得物について◆

所持品等を紛失・置き忘れたり、また、拾得した場合は、速やかに教務掛に届け出てください。落とし物が非常に多いので、所持品には氏名を書くなど、充分注意してください。また、拾得物は一定の保管期間が過ぎましたら処分しますので、ご了承ください。